

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会

令和5年審議 第5回基本問題小委員会

令和5年9月8日

【沖本入札制度企画指導室長】 それでは、定刻少し早いのですが、ただいまから令和5年審議第5回基本問題小委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところ、特にお足元悪いところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会には、委員総数の2分の1以上の御出席をいただいておりますので、「中央建設業審議会・社会資本整備審議会 産業分科会建設部会 基本問題小委員会運営要領」第3条第1項の規定による定足数を満たしていることを御報告申し上げます。なお、同運営要領第4条第1項により、本委員会は公開されております。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足はございませんでしょうか。ございましたらお申しつけをいただければと思います。

報道関係の皆様方の冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでの間とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして国土交通省不動産・建設経済局長の塩見より御挨拶を申し上げます。

【塩見不動産・建設経済局長】 不動産・建設経済局長の塩見でございます。基本問題小委員会の先生方には、お足元の悪い中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。この間、今年の5月から集中的に御議論をいただいております。今日5回目を重ねることになりました。

これまでの間に、資材価格の高騰などのリスクの分担の在り方、適切な労務費の確保、賃金の行き渡りの問題、そして、魅力ある就労環境を整えるための働き方改革や生産性の向上、こういう大きなテーマについて、先生方から貴重な御意見を賜ってまいりました。おかげさまで、大きな方向性としては、先生方の合意がおおむね整いつつあるのではないかなと思います。また、今後、制度の改正をした上で、さらに詳細を詰めていく際の論点についても、併せて具体的な御議論を賜ってまいりました。

そういった先生方の御意見を踏まえまして、本日は、中間取りまとめの案ということで

事務的に作成をさせていただき、また、時間の許す範囲で先生方にも御覧いただいているところでございます。本日は、この中間取りまとめの案につきまして、さらに忌憚のない御意見を賜り、よりよい取りまとめに向けまして、さらなる御意見を賜りますことをお願い申し上げたいと存じます。限られた時間でございますけれども、ぜひよろしく願い申し上げます。

冒頭一言申し上げました。ありがとうございます。

【沖本入札制度企画指導室長】 それでは、本日の第5回基本問題小委員会で、委員の皆様の出欠でございますけれども、公認会計士の岸上恵子委員より御欠席の連絡をいただいております。また、成蹊大学経済学部客員研究員の井出多加子委員、法政大学社会学部准教授の恵羅さとみ委員、京都大学大学院工学研究科准教授の西野佐弥香委員、東京都建設局企画担当部長の松島進委員、そして、オブザーバーとして参加いただいております一般社団法人全国中小建設業協会の土志田領司会長、以上の皆様にはオンラインにて御出席をいただいているという状況でございます。

最後に1点、本日この会議室になっておりますので、マイクの使い方を説明させていただきます。お手元にマイクスタンドがございますけれども、トークというボタンを押していただきますと、赤色に光った状態になって、その状態で発言をいただいて、発言が終わったら、また同じボタンを押して赤色の光を消すという形で使っていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただくということでありまして、報道関係者の皆様におかれては、これ以降のカメラ撮りを御遠慮いただければと思います。

それでは、議事の進行は小澤委員長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

【小澤委員長】 それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただければと思いますが、本日は中間取りまとめ（案）について皆様に御審議いただく予定です。

最初に、事務局から資料の説明をよろしく願い申し上げます。

【御手洗建設業政策企画官】 国土交通省建設業課企画課の御手洗でございます。よろしく願いいたします。座って御説明させていただきますが、まず、お手元の資料の構成でございます。資料1と題されまして4枚の資料がございます、一番上が全体の取りまとめの概要の1枚ということで、施策と全体の問題意識というところを整理させていただいたものでございます。2ページ目以降、それぞれの論点に関しまして、図を使わせていただきながら、現状・課題と対応の方向性、大きな流れが分かるような形で整理をさせて

いただいたものでございます。

さらに、資料番号はついてございませんが、コストプラスフィーだけ、若干テクニカルな部分もございましたので、資料として1枚配付させていただいております。

その上で、資料2が取りまとめの本文、こちらは後ほど御説明させていただきます。

その次に、資料3でございますけれども、こちらは、これまでの4回の審議の中で、委員の皆様からいただきました意見を、3回目までにつきましては前回の資料でまとめさせていただいたもの、またそれに加えて、第4回でいただいた意見というものを加えさせていただいたものでございます。

あと、机上配付と題されました資料、一番最後にA3の紙がついてございますけれども、こちらにつきましては、第4回で配付させていただきました中間取りまとめから誤字脱字の類いを除きまして、新たに修正したものですとか書き加えたものにつきまして整理させていただいた表でございますので、適宜御参照いただければと思います。

その上で資料2を御覧いただければと思います。中間取りまとめの内容でございますが、1枚おめくりいただきまして、まず、目次でございます。これまでの審議の経緯と、2番目が当面講ずべき措置ということで、これまで御議論いただきました適切なりリスク分担、労務費の確保や賃金行き渡りの担保、あとは就労環境を実現する働き方改革と生産性向上ということの3つについて施策を書かせていただいております。最後に3番で、今後さらに検討すべき事項と、終わりにという形で記載をさせていただいております。

まず1ページを御覧ください。簡単にポイントだけ御説明させていただきますけれども、1ページは、これまでの審議の経緯と問題意識を書かせていただいております。審議の経緯につきましては、平成30年2月から6月の間に前回の基本問題小委員会を集中的に開催させていただきまして、「建設産業政策2017+10」というものをまとめさせていただいております。その後、法改正などを行ってございますけれども、また、担い手確保ですとか生産性向上等の従前からの取組に加えて、資材価格変動ですとか建設業を取り巻く環境の変化というものがございましたので、昨年8月より、持続可能な建設業に向けた環境整備検討会などで必要な施策の方向性の検討が行われてまいりました。11行目からでございますけれども、こうした状況を踏まえまして、御案内のとおり、この5月から本基本問題小委員会を再開させていただきまして、様々な課題について、今日を含めて計5回にわたりまして御議論、御審議いただいたところでございます。

そうした中で、前提となる問題意識でございますけれども、16行目からでございますが、

まず、建設業は、御案内のとおり社会資本整備の担い手であるとともに、災害からの復旧に欠かせない重要な担い手であると。こうした役割を引き続き果たしていただきながら、社会のニーズに応えるための建設サービスを実現していくことが必要であると。そのためには、持続可能な建設業の発展ということが不可欠でございまして、新規入職を促進いたしまして、将来の担い手の確保・育成ということを図っていくことが不可欠であると考えてございます。

そうした中で、23行目以降でございますけれども、様々な現下の課題に対処しながら、各建設事業者において、適切な請負代金・工期が確保された請負契約の下で適切に建設工事が実施される環境を整備していくことが必要であろう。そのために、公共工事のみならず民間工事も含めまして、受発注者間・元請下請間で建設工事の請負契約の在り方について見直しを検討すべきであるといったことを記載させていただいております。

その下に大きく3つ問題意識を書かせていただいております。詳細は割愛いたしますけれども、36行目からでございますが、こうした問題意識の下で、適切なリスク分担、労務費の確保・賃金行き渡りの担保、魅力ある就労環境といった3点につきまして、この小委員会では審議をしていただきまして、早急に講じるべき施策について以下でまとめているといったような導入になってございます。

具体論でございますけれども、3ページ目以降を御覧ください。1つ目が、適切なリスク分担の関係でございます。7行目を御覧いただければと思いますが、現状・課題のところで大きなところといたしましては、総価一式に代表されます建設工事の請負契約では、例えば予備的経費が請負代金の中に含まれるか、発注者の方が詳細に把握することは困難であるなど、情報の非対称性が発生しているというのが1つ。もう一つが、14行目以降でございますけれども、発注者の側からいたしますと、契約前に事業の経済合理性を検証した投資判断が行われる必要があると。また、関係者との調整もございまして、事後的な請負代金の変更を受け入れるということは容易ではない。一方で、20行目以降でございますけれども、受注者の側にとりまして、工期中の想定される物価変動を、もちろん予備的経費として一部盛り込んで単価設定を行いますけれども、急激な物価変動まで吸収するような設定を行うことは困難であると。そういった立ち位置の違いによりまして、受発注者間で認識のそごが生じているといったことが考えられると考えております。

ちょっと飛びまして36行目でございますけれども、基本的に個別の建設工事におきましてリスク分担がどのようになされるかにつきましては、一義的には、それぞれの契約に基

づきまして当事者間で決定されるべき問題ではございますけども、こうした適切なリスク分担というものが達成されない場合に、その当事者のみならず、下請事業者も含めました建設生産システム全体に影響が及ぶおそれがあると考えてございます。そのために、取引事業者全体のパートナーシップの構築という観点で、1つには契約における情報の非対称性の解消、2つ目として価格変動への対応の契約上での明確化、これを透明化と称してございますが、3つ目といたしまして、当事者間のコミュニケーション、こういったことを制度的に担保していくことによりまして、現に一部行われつつございます当事者間での協議を通じたリスクへの対応というものを建設工事全体に広げていくことが必要であろうといったことを現状・課題として整理させていただいております。

その上で、11行目以降で具体の施策を書かせていただいております。まず、非対称性の解消といたしまして、受注者によるリスク情報提供の義務化ということで、事前の受注者から注文者に対するリスク情報の義務化をする。その上で、その後の15行目の後段から追加させていただいておりますけども、顕在化した場合の分担について事前に合意に向けた協議を促進していくべきであるといったことを加筆させていただいております。

2つ目、②のところでございますけども、予備的経費に関する事項の明記ということで、予備的経費が含まれている場合の、例えば想定している変動幅であるとか、含まれていない場合については、前提としているような積算の情報であるとか、そういったことを契約書に明記していくということでございます。

3つ目といたしまして、オープンブック・コストプラスフィーに関しましては、これらに関しまして、導入に適した工事で円滑に活用される際に、同方式による標準約款を制定していくべきだろうということで、留意点といたしましては、事務的な煩雑性の回避ですとか公平性の確保といったところを中心に、導入に適した工事がどのようなものであるかとか、そういったことにも留意しながら、専門家、実務家の方による慎重な検討を行っていくことが必要であるといった留意点を付させていただいております。

2つ目といたしまして、価格変動への対応の契約上での明確化でございます。1つには民間約款の利用促進でございます。この民間約款につきましては、31条で請負代金額の変更を求める場合というのを規定しておりますけれども、これに関しまして、元下間で使われておりますガイドラインと同様に、受発注者間におけるガイドラインにおきましても、この民間約款もしくはこれに準拠した契約書による契約を締結することが基本である旨を明記すべきであるというところを書かせていただいております。

一方で、5ページの7行目以降でございますけれども、ここは新しく書かせていただいておりますが、この約款の条項では、どの程度の変動があった場合に対応が必要であるかとか、具体的にどこまでやるのか、そういったことまで明確に示されているわけではございませんので、この31条の趣旨でありますとか、例えば経済事情の激変、物価、賃金等の変動といった文言につきまして、例示も含めて解釈を明示していくべきであるということを書かせていただいております。

加えまして、先ほどのリスク情報提供と同様に、契約時点で合意内容に照らした協議ということが行われていくように取り組んでいくべきであろうといったことを書かせていただいております。

②といたしまして、今度は請負代金の変更条項の契約書への明示でございます。請負契約書における法定記載事項につきましては、建設業法で現在、19条1項8号というところで書いてございますけれども、ここで書いておりますことが、実際に価格変動が生じた場合に工事内容、請負代金の額をどのように変更するかということについての定めであると、そういったことを書くべきである、書くようにということが分かるように法定記載事項として明記するといったことを書いてございます。

3つ目といたしまして、当事者間のコミュニケーション、請負契約の適正化でございます。1つ目は誠実協議、請負代金、工期に及ぼす事象がありました場合には、受注者、注文者双方が誠実に協議すべきである旨を法定化するといったことでございます。

2つ目といたしましては、民間事業者への勧告でございます。現在、注文者の側が不当に地位を利用して原価に満たない請負金額で契約を締結することを建設業法は禁じてございますけれども、6ページに参りますけれども、これにつきましては、民間事業者に関しては公正取引委員会が独占禁止法の枠組みでやるということを現在制度としては予定してございます。しかしながら、建設業の健全な発展という観点から、建設業を所管いたします国土交通大臣、都道府県知事が民間事業者に対しても勧告するということを検討すべきであると。また、それに伴いまして、行政指導を行っていく際に、この規定の違反につながるようなおそれのある行為に関しまして、あらかじめ類型化して整理・公表すべきであるといったことを書いておりまして、さらにその前段といたしまして、いろいろな情報を把握するために、広く情報を調査・整理するような法令上の根拠ですとか、あとは不適切な契約に関する是正措置を講ずるための組織体制についての整備についても提言として書かせていただいております。

これに関しての留意点といたしましては、その行為がどういったものが違反になるのかという行為の整理に当たりまして、工事の難易度、工期、支払い条件といった工事の外形条件も考慮しながら、経済活動を阻害しないこととありますとか、受発注者間、元下間の関係、立場がどのように異なるのかといったことに基づきながら検討していくべきであるということが1つ。

もう一つ、情報の調査・整理ですとか是正措置に至るような対応を行っていくに当たりましては、いきなり勧告とかの処分に至るのではなくて、きちんと対象者とのコミュニケーションの機会を設けるなどしながら、十分な根拠に基づいて公平な立場で行っていくべきであるといったことを留意点として加えてございます。

(4)、20行目以降でございますけれども、こちらにつきましては、こうした制度設計をするに当たりまして、まず、受発注者間、元下間の関係性に差異があることに加えまして、建設工事の形態といたしまして、設計施工分離方式、いわゆるデザイン・ビルド方式ですとか、様々な形態が生じていると。これらによって、どこから建設業者が参加するか、どのような業務を行うか異なってくるところがございますので、(1)から(3)までに述べたような対応につきまして、どのような形で行われるべきかであるとか、あとは、受注者から様々な情報を示されますけれども、そういったことの客観性・合理性の在り方についてもきちんと整理を行って周知をすることということを記載してございます。

また、28行目以降でございますけれども、設計が請負契約前に確定しないことに起因する当事者間の紛争が頻発しているといった御意見を委員の皆様から頂戴しております。そういったことを踏まえまして、未確定な設計ですとか設計変更に起因するような問題についても、責任分担の在り方等について整理を行うべきであるといったことを記載してございます。

さらに、35行目以降でございますが、受注者が小規模であるとか、発注者が個人であるとか、そういった様々な、対応になかなか困難があると予想されるような場合につきましても、例えば契約主体をサポートして制度運用を円滑化していくために、コンストラクション・マネージャーをはじめとする外部専門家を活用していくべきであるといったようなことについても記載させていただいているところでございます。これが1つ目でございます。

一気通貫で全体を御説明させていただきますが、8ページ、適切な労務費等の確保、賃金行き渡りの担保でございます。こちらにつきましては、建設業を志す多様な人材にとり

まして魅力的な業界となるように、適切な賃金支払いが不可欠であると。そうしたことを達成していくためには、賃金支払いの適正化ですとか、賃金引上げの原資となるような適正な利潤、労務費の確保が必要であろうと考えてございます。

12行目以降でございますけれども、一方で、建設工事におきましては、技能労働者の労務費の部分というのが、処遇がしわ寄せを受けやすいといった状況がございますが、これにつきましては、16行目以降でございますけれども、受注産業である建設業におきましては、どうしても受注金額の範囲内で労務費を決定せざるを得ない。結果として、サプライチェーンの末端では適切な賃金の原資が確保できないおそれがあるということですか、あとは、その技能者の方の賃金を能力、経験が反映された水準に設定しようとしても、相場感が分からないといったような状況があるのではないかと考えられます。

加えまして、21行目でございますけれども、労務費は短期的な市況の影響を受けやすかったりですか、累次の下請契約が繰り返される中で、適切な工事実施に必要で、中長期的にも持続可能な水準の労務費というものが確保されにくい。その結果として、現場の技能労働者の方への行き渡りも徹底されにくいという問題があるのではないかと考えてございます。

ですので、24行目以降ですけれども、こうした現状に対しましては、まずは適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費というものを設定した上で、それぞれの下請契約の中で明確化されるルールを導入すること。それによりまして、労務費の額が市況の影響を受けにくいような環境をつくるというのが1つ。2つ目といたしましては、適切な労務費の確保、賃金行き渡りを阻害して共倒れを招きかねないような不当な安値での受注を排除していくこと。3つ目といたしまして、そうした適切な労務費の確保、賃金行き渡りを担保する措置というものを講じていくこと、こうしたことが必要であろうという現状・課題の整理を行ってございます。

それに基づく対応の方向性、8ページの34行目以降でございますけれども、先ほど申し上げました、まず標準労務費の勧告ということで、雇用契約締結の際の労務費の相場観を与える役割とともに、後ほど申し上げます販売行為を規制するに当たっての参考指標として用いるために、適切な工事実施のために計上されるべき労務費を中長期的にも持続可能な水準で設定する標準労務費といたしまして、中建審から勧告すべきであるということを書かせていただいております。

9ページ、留意点でございますけれども、ここに関しましては、算出の方法ですとか、

労務歩掛につきまして様々な規格が存在すること、また、実態に即しているかですとか、そもそも国の直轄工事で設定されていないものをどうするかといったようなところについて、関係者から十分に御意見を伺った上で検討を進めていくことが必要であろうということ。さらには、段階的に勧告することですとか、技能労働者の方の能力、経験に応じた賃金支払いの実現に寄与できるようなものになるように、幅広く合意を得ながら検討すべきであること、こういったことを留意点として書かせていただいております。

(2)、2つ目の施策といたしましては、不当に低い請負代金の禁止でございます。こちらにつきましては、不当に低い請負代金での請負契約の締結を禁止することを検討すべきであるということで、留意点といたしましては、まず、標準労務費を一定程度下回るような労務費で締結されている契約を抽出する方法を検討すべきであること。また、これが下回っているからといって、直ちに全て勧告の対象とするのではなくて、廉売に当たり得るかということ調査の上で、不適切な契約に限って是正措置を講ずるべきであろう、そういった留意点とさせていただきます。

3つ目が、適切な賃金水準支払い確保のための措置でございます。10ページになりますけれども、1行目のところからでございますが、技能労働者の方への適切な水準の賃金の支払いですとか、法定福利費も含めて支払いを確保するために、まず、法令におきまして、建設業者に対して労働者の適切な処遇確保に努めることを求めるということとともに、標準約款、これは受発注者、元下間を含めてでございますけれども、適切な賃金支払いへのコミットメント、表明保証ですとか、賃金開示への合意に関する条項を追加するといったことを書かせていただいております。

ここに関する留意点といたしましては、賃金支払い実態の見える化ということに関しまして、公共工事・民間工事を問わず、この支払い状況ですとか、労働者の方の配置・施工体制について確認を行うための方策をまずは検討すべきであるということを書かせていただいております。さらに、まずは公共工事におきまして、元請事業者、下請事業者から発注者に賃金開示を行った上で、建設業を所管する行政庁とも共有した上で、賃金支払いの実態を適切に把握する取組を検討すべきであるといったところを書かせていただいております。というのが大きく2つ目、労務費関係の話でございます。

最後に、11ページ目以降、魅力ある就労環境実現のための働き方改革、生産性向上でございますが、これにつきましては、現状・課題の3行目以降でございますけれども、まずは他産業と比較しても働きやすく、また、魅力ある勤務環境づくりを担い手確保のために

建設業でやっていくことが必要であると考えております。そのためには、12行目でございますけれども、建設生産プロセス全体を通じて適切な工期の確保というのがまず必要であろうと考えてございます。

また、14行目でございますけれども、働き方改革を推進していくと同時に、生産性の向上を図っていくこと、これは業界全体の発展にとって不可欠であると思います。そのために、16行目以降でございますが、施工体制の確認ですとか、様々な下請事業者の方の管理等の措置を徹底するということが必要でございますけれども、それらに併せて、徹底するだけではなくて負担軽減を図っていくということが求められると考えております。

そのために、21行目以降でございますけれども、情報通信技術を業界全体で活用していくための枠組みを構築いたしまして、様々な作業に伴う効率化を図っていくことで就労環境の改善を図るですとか、施工体制のさらなる徹底を目指すということが必要であろうと考えておりますし、加えまして、規制改革実施計画に基づいた監理技術者等の専任制度に関する規制の適正化・精緻化が必要であろうと考えております。

28行目以降、具体的な打ち手でございますけれども、1つ目が適切な工期の確保ということで、①受注者による著しく短い工期の禁止でございます。これは、発注者に加えて受注者に関しましても、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止するというところでございます。

②労働者のワーク・ライフ・バランスを実現する働き方改革に関する施策の検討でございますけれども、12ページを御覧ください。こちらにつきましては、様々な関連制度につきまして、引き続き受発注者を含めて、建設業者も発注者も含めて周知を行っていくことに加えて、様々な先進的な取組について普及方策を検討していくということでございます。

8行目以降は新たに記載させていただきましたが、建設業が魅力ある業界であることを、入職者になり得る学生をはじめ、対外的にアピールしていくべきであるといったことを加筆してございます。

2つ目の論点、生産性の向上でございますが、1つ目が建設工事現場を適切に管理するための指針の作成でございます。これにつきましては、16行目以降でございますが、ICTの活用による現場管理を行う際の指針を国が作成いたしまして、まずは特定建設業者の方にこの指針に即した現場管理に努めていただくことを求めるということでございます。

これに当たりましては、19行目以降でございますけれども、例えば事業者の規模の違

いによる実現可能性等にも留意しながら、専門家、実務者の方の意見を聞きながら、様々な観点を整理して、構成、具体的な内容について検討していくべきということでございます。

また、23行目でございますけれども、関係者の方の負担軽減を図っていくという観点で、例えばCCUSのように、真正性を確認済みの情報を備えたであるとか、もしくは、様々な作業員名簿と照合可能な本人認証システム、そういったことを備えたようなシステムを使っていて、それを活用できるような仕組みを構築することで、施工体制の確認、管理等の措置を徹底していくべきであろうといったことを書かせていただいております。というのが、3つ目の論点でございます。

最後、13ページ目以降、今後さらに検討すべき事項と結びの部分になりますけれども、今回の基本問題小委員会におきましては、現下の建設業における喫緊の課題といたしまして、ただいま申し上げました3つの論点についての早急に講ずべき施策の方向性について御審議をいただきました。それ以外にも、第1回目でもございましたけれども、例えば重層下請構造に起因する非効率ですとか、働く方への不利益が生じていないか、さらには、建設業許可の合理化をどう考えていくかといった論点。また、繁閑に応じた労働力の需給調整、多能工の評価の在り方についての考え方、ルールの整理ですとか、小規模工事についての実態把握、適切な管理方策、そういったことにつきましても、それぞれの実態把握ですとかあるべき方向性について今後検討を行っていくことが望ましいだろうということで、今後の検討課題として書かせていただいております。

最後、17行目以降、結びといたしまして、繰り返しになりますけれども、早急に講ずべき施策についての方向性を書かせていただきましたが、この内容を踏まえまして、政府に対して、関係する法令の改正などに速やかに取り組むと同時に、様々な詳細についての検討を行うことを強く要請していただくという形かと思っておりますし、さらに、持続可能な建設業の実現に向けて、官民一体となって不断の努力が継続されることを期待するといった形で結ばせていただいております。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。ありがとうございます。

【小澤委員長】 御説明ありがとうございました。それでは、御意見をいただきたいと思いますが、資料2につきまして、2つに分けて御意見をいただければと思いますが、例えば、7ページまでの請負契約の透明化による適切なリスク分担のところまでで一旦まず御意見をいただいて、その後に、後半部分について、あるいはほかの資料も含めて御意見

をいただくようにしたいと思います。御意見いただく際には、できましたら、何ページ目の何行目に関する御意見かということを示していただけると大変助かります。

それでは、御意見のある方は挙手いただければと思います。オンラインの方も挙手機能を使って手を挙げておいていただければと思います。いかがでしょうか。

そちらどうぞ。

【丸山委員】 山下PMC、丸山でございます。まずは中間の取りまとめ、御説明いただきましてありがとうございます。大きな方針として異存はございません。

1点だけ、私どもの業態であるコンストラクション・マネージャーに言及している部分について御検討をお願いしたいと思います。今書かれている内容といたしまして、「受注者が小規模業者でリスク管理や随時の原価管理等の対応能力に課題を抱えながら情報提供や協議を行う場合や、発注者が個人等で受発注者間の情報の非対称性が顕著である場合」という書かれ方をされておりますが、まず、発注者側に関しまして、個人とは限らず法人も含め情報の非対称性がある場合には、私どものような第三者を使っていただくことに有益性はあるかと思っておりますので、個人に限らないような書き方をしていただけないかというのが1つでございます。

また、「受注者が」ということを書かれていますが、コンストラクション・マネージャーは、基本的には技術的中立性を保ちつつ発注者の立場で仕事をするのがコンストラクション・マネージャーでございます。受注者と発注者の間には入りますけれども、受注者側の手助けをするとちょっと読み取れるところもあるかなと思いましたが、内容の本質のところは分かっているつもりではいるんですけれども、表現について御検討いただけるとありがたいかなと思いましたが、よろしく願いいたします。

【小澤委員長】 ありがとうございます。続けてそちらで。

【仲田委員】 不動産協会の仲田でございます。今回の中間取りまとめですけれども、我々発注者の実情もよく踏まえていただいて、非常にバランスのよい取りまとめになっているんじゃないかと思います。感謝いたします。

その上で1点だけなんですけれども、4ページの一番下のところからの民間約款の利用促進のところでございます。民間約款31条については、第2回の際に私のほうから、文言上、形成権条項であるのか、協議条項であるのか疑義があって、発注者側としては使いにくいという事情があり、できればガイドラインで協議条項であることを明記してほしいというようなことをお願いしております。この条項につきましては、今までの議論の中

でも、31条各号、例えば物価、賃金の変動などがあった場合、ここに掲げられた事項は、変更そのもののトリガーではなくて、協議に入り得るトリガーだという合意はできているということだと思います。そういう意味で、本来、この31条の文言は、請負代金額の変更を求めることができると今なっているんですけども、変更の協議を求めることができると書くと、より趣旨がはっきりするということだと思います。今回、約款の改定には踏み込まないと聞いておりましたので、約款のことは申しませんでしたけれども、将来、約款改定の機会があれば、変更の協議を求めることができると文言を変えていただきたいと考えております。

また、それまでの間、各契約において、「変更を求めることができる」ではなくて「変更の協議を求めることができる」と書いても、それは31条の趣旨を踏まえてより明確にしたものということで問題ないということをはっきりと明らかなにさせていただけると、大変助かるということでございます。よろしくお願いいたします。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【楠委員】 楠です。3点ございまして、1点目は独禁法に関わることですが、19条の3と独禁法の関係について言及がありましたけども、建設業法の場合は地位の利用となっていて、独禁法の場合は優越的地位になっているので、その辺全く同じなのかどうかということは、ちょっと注意して見なきゃいけないのかなと。重複する部分も当然あると思うんですけども、もしそうでない部分があれば、その辺、詰めておく必要があるのかなと思っております。

2点目が約款の話ですけども、5ページの10行目ぐらいからに解釈を示すと書いてあるのですが、これは前も議論があったような気がします、これは指針を示すのか、何か法的な解釈を示すのかでちょっと意味が違ってくると思うので、どちらかにこだわるつもりはありませんけども、そこも詰める必要があるのかなと思いました。

3点目なんですけども、ちょっと戻りまして3ページ目、上のほうに予備的経費と書いてあって、その後、これも前に議論があったかもしれませんが、リスクプレミアムと書いてあって、私たちの持続化研究会でもこのような言葉遣いをしたんですけども、予備的経費あるいはリスクプレミアムという表現にもなっていたような気がする、その文言も、両方使う分にはいいと思うんですけども、この括弧の中だと全くイコールみたいに見えるので、どうかなと。皆さんのコンセンサスがあれば全然問題ないと思うのです。

けども、ここでは問題の喚起だけしておきます。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ではどうぞ。

【青木委員】 住宅生産団体連合会の青木です。6ページ目の一番下の、先ほどもコンストラクション・マネージャーに関するお話をいただきましたが、「例えば、受注者が小規模業者で」というところで、まさにここは受注者の話になっていると思うんですね。正直申し上げて、住宅業界でコンストラクション・マネージャーが登場するというのはあまり私も経験ないんですけれども、そうした中で、こういった小規模事業者が、ここに一つの外部専門家を活用という一例だとは思いますが、こちらを利用させていただくというのはなかなか現実的ではないかなとは感じます。したがって、受注者が小規模業者の場合の対応の方法を今後さらに検討する必要があるというような形で、必ずしもこの外部専門家を活用すれば全て解決できるというような趣旨にならないようにしていただけたらと思います。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

それでは、一旦ここで事務局からの回答をお願いできますか。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。まず、丸山委員と青木委員からいただきました、6ページの小規模事業者、発注者が個人の場合の対応につきましては、ちょっとここは表現を御趣旨を踏まえて考えさせていただきたいと思ってございます。主眼といたしましては、受注者が小規模、発注者が個人という、そういうケースについてどうすべきかということを書くのが主眼かなと思ってございますので、それを踏まえて書かせていただければと思ってございます。

また、仲田委員からいただきました、4ページの民間約款のところにつきましては、この部分の記載を御覧いただいても分かるとおりに、全体を通じてもお分かりいただけるとおり、基本的に協議を通じてやっていきましょう、それは31条民間約款を活用していきましょうというのも同じ流れにあるところがございますので、趣旨としては、仲田委員がおっしゃっているところと事務局が提示している案は同じことを見ているかなと思ってございます。その上で、文言をどう正確にしていくべきかといったことにつきましては、また今後約款を見直す機会があった際に、また議論に上げていければと考えてございます。

あと、楠委員からいただきました19条の3と独禁法の関係でございますけれども、おっしゃるとおりで、独禁法と建設業法で特定している条文の文言が若干違う部分がございますが、解釈の部分でどこまで、ベン図のような形になっているかという部分の整理が必要だと思っておりますし、さらに、法制的な議論で申しますと、独禁法でやるということと建設業法を同時にやるということは、法律上の目的がどう違うのかというところをまず整理していかなければいけないと思っておりますので、いただいた点も踏まえながら、しっかり制度化に向けて考えてまいりたいと思っております。

あと、2つ目にいただいた話については、解釈をガイドラインなどで示していくということを考えてございます。

あと、予備的経費、リスクプレミアムの言葉の使い方につきましては、改めて整理をさせていただきます。

以上でございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

それでは続いてほかの御意見もお聞きしたいと思います。どうぞ。

【蟹澤委員】 芝浦工業大学の蟹澤です。非常に複雑な問題をきれいにまとめていただいたと思います。まずありがとうございます。

それからあと、設計変更という言葉も、この本文のほうには入れていただいて、繰り返しますが、一応全体のニュアンスとして私が申し上げてきたことは、インフレとかというのは、何か条件が変わったものの一部であって、一番日常的に起こっているのは、やはり仕様が未確定とか、設計変更に起因する数量の変化でありますとか、そういう仕様まで変わったら値段も変わってくるものですから、結局インフレというのもそういう大きな意味での変更があったときにどう協議するかということの一つであるということがニュアンス的に、まとめたほうにあまりそれが読めないものですから、何か工夫していただけるといいかなと思います。

あと、情報の非対称性というか、これも全体論ですけども、日本というのは、契約関係にまで元下関係みたいな上下関係が及ぶところが、多分世界的に見ると特殊なところで、例えば6ページのここにCMRと書いてありますが、これはアメリカ型かイギリス型かにもよるんですが、第三者的に査定をするような人という意味では、イギリス型だとQSが入ってくるということ、クオンティティ・サーベイヤーが入ってくるというのがあるので、CMだけ書くとおかしいということであれば、QSみたいなものを併記していただく。

それから、CMRもQSも、日本では協会なり民間資格として一応頑張ってつくられていますが、公的資格ではないので、例えば日本でいうと大森先生のような弁護士の方が立ち会うとかということもあるものですから、併記をするのか、何か第三者的な専門家というような書き方にするのか、そういうことなのかなと思って皆さんの議論を聞いておりました。

以上でございます。ありがとうございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。ございませんか。重ねての御意見でも構いませんが。よろしいですか。

【大森委員】 弁護士の大森です。基本的にはこれで私はいいと思います。文言的にもそんなに大きな、今御意見いただいた点はともかくとして、その他に関しては、私自身これで進めていただければと思っていますが、肝腎なのはこの後だと思っています。この後をどう処理するかで相当報告が変わりますので、その点だけはちょっと御留意いただければと思っていますので、よろしくお願いします。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかはないようでしたら、事務局からお願いします。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。蟹澤委員からいただきました、まず6ページの話につきましては、どういう例示の仕方にするか、多分、対応の仕方と外部の専門家の活用みたいな形で書いていくのかなということを考えてございます。

また、大森先生からいただきましたのは、これからしっかり考えるようにという御指摘かと思っておりますので、そこはしっかり対応していきたいと考えております。ありがとうございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

オンラインで参加の先生方は、特によろしいでしょうか。大丈夫ですかね。

ないようでしたら、後半部分の御意見をお受けできればと思います。8ページの「適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保」以降最後まで、あるいは資料1につきまして、御説明はございませんでしたが、何かお気づきのことがございましたら、御意見いただければと思います。いかがでしょうか。浜田先生。

【浜田委員】 ワーク・ライフバランスの浜田です。取りまとめありがとうございます。

資料1なんですけれども、3番の働き方改革のところで、このポンチ絵のほうに(1)

の②として、工期に関する基準や労働基準法の関連制度の周知、それから勤務間インターバル制度等働き方改革に資する先進的な取組の普及方策を検討するという項目を入れていただきたいと思っています。こちらは、魅力ある就労環境として欠かせないだけではなく、現在既に従事されていらっしゃる方、特にゼネコンの現場技術者だとか、工程の終盤を担う技能者にとっては、明日の心身の健康に資する緊急性の高い事柄だと認識いただきたいと思っています。こうした疲弊が安全性を低下させ、健康を損なうだけではなく、パワハラを生み、離職につながる現場というものを多数見ておりますし、この労基法改正に対して先進的なおっしゃるところがあるんですが、今回、猶予期間の5年間を十分に生かし切れていないという実際のところを踏まえると、他業界に先駆けるようなスピード感が求められると思いますので、こちらのポンチ絵のほうにもぜひ記載をいただきたいと思っています。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【蟹澤委員】 芝浦工大蟹澤です。ここも非常によくまとめていただいているので、全体としてはこれに賛成でございます。

ただ、一言申し上げると、9ページの不当に低い請負代金の禁止のところに書かれている文言ですけども、これは、もしかしたら社会保険の加入率も公共工事でいうとかなり数値が上がって、解決済みの項目なのかもしれませんが、やはりダンピングの原資というのは、労務費自体を低く抑えるということ以上に、社会保険等の経費を削減するなり、そこを無視することによるダンピングというのが大きな問題である、今でもそういう問題があるんじゃないかなと思いますので、何かこの「労務費を原資」という意味に含まれているといえ含まれるのかもしれませんが、表に労務費及び社会保険等の必要経費とかということを書いていただいたほうが、政策的に外に対するアピールとしてはよろしいんじゃないかなと思いました。

以上でございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【堀田委員】 堀田でございます。今の蟹澤先生の御意見と実は同じ点なんですけれども、10ページの1行目でございます。10ページの1行目には、「技能労働者への適切

な水準の賃金の支払いや法定福利費の技能労働者への支払いを確保するために」ということで並列で記載されておりますけれども、今、蟹澤委員がおっしゃったのと同じ趣旨で、法定福利費の支払いの確保についても重要な点だと思います。特に今回御提案の仕組みというのは、米国のデービス・ベーコン法の仕組みに非常に似ている仕組み方だ理解しておりますけれども、デービス・ベーコン法においても、適切な水準の賃金の支払いと同時に、適正な水準の法定福利費の支払いを確保するということが非常に重要な項目として挙がっております。

一方で、その2行目以降については、専ら賃金の支払いについてのみ述べられていますので、法定福利費の支払いをきちっと確保する、この方策についても同様に重要であるというように読めるような記載をしていただければなと思っております。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ。

【荒木委員】 建設業協会の荒木です。取りまとめの方向性については異論はございませんけれども、今後、詳細の制度設計とかを進める上で、あえてもう一度2、3指摘をさせていただきたいと思っております。

1つは、標準労務費のことは、前回、歩掛の制度の話をさせていただきましたが、もちろんその問題と同時に、実際にどこでチェックするのか。例えば、元下間の見積りのところの単価で見てチェックだけをして、実際のところ総額で値引きをしたとか、いろいろ契約上の動きでどこでチェックをかけるのか。はたまた、もう少し実額のところで見ているのか、そういったことも今後検討していただかないといけないのではないかなど。標準労務費をがちがちやりますと、それに比べて、これは元下の契約ですけど、今度は下請さんから職人さんのところの表明保証の辺のところとのバランス、その辺をまた全体的にはよく考えていただきたいなど。元請だけ何かノルマが厳しくなったというような形にならないように、全体的に行き渡りがきちっと流れるようにというところが達成できるように制度設計をしていただきたいなど。

そのときに、やはり一番は、届いているかどうかというところについて少し力点を置いていただきたいと。例えば、職人さんから低賃金に対して申入れをする窓口があるかないかとか、そういう部分も、最初のところがこれでは、ICT等々活用を含めて電子的に拾い上げるという計画をおっしゃっていましたが、そういうものの整備に年数がかか

るようでは、それよりも、すぐに声が出せるという制度というものを、やはり今の置かれている状況からあまり時間をかけずにそういうものが実現したらいいんじゃないかなと思います。

また、9ページの15行ですが、標準労務費に関して、技能者の能力や経験に応じた賃金の支払いに寄与できるようなというふうに、キャリアアップのレベル別賃金を意識されたような表現をされておりますけれども、これなんかも、実際に運用すると、実際個別にどれだけ払われているかという金額の押さえが、押していないと、実際にチェックできないんじゃないかなとちょっと個人的には思っております、その辺のところの、行き渡りの総体に対して、バランスと実際の実額チェック、この辺のところは今後の詳細のときの肝になってくるんじゃないかなと感じておりますので、あえてここで指摘をさせていただきたいと思います。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。御指摘の点は、最後のところは15行目の辺りのことを言われていると理解しましたが、冒頭はどの辺のことを言われていると理解すればいいですか。

【荒木委員】 標準労務費全般です。

【小澤委員長】 なるほど。そうすると、現状・課題のところについての修文を言われていたのか、対応の方向性のところについて言われていたのか。

【荒木委員】 対応の方向性です。

【小澤委員長】 その後ろの対応の方向性のどの辺りの修文をイメージされていたのかというのを正確に理解したいなと思ったんですが。

【荒木委員】 この表明保証のところは、ここの10ページの留意点です。

【小澤委員長】 10ページ目の留意点のところについての御指摘だと理解すればよろしいですかね。

【荒木委員】 はい。

【小澤委員長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかにございましたらお受けしたいと思いますが、大森先生。

【大森委員】 1点だけ感想です。大変よくまとまっていると思います。特に13ページの今後さらに検討すべき事項というのは、建設業界に実はたくさんあると思います。今は時勢に応じた問題がかなり浮き彫りになっていきますけど、潜在的な問題というのはかな

りあるので、19行目ですか、「検討を引き続き行うことを強く要請する。」と書いてある、非常によく書いていただいております。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【岩田委員】 建専連の岩田です。10ページの2行目のところなんですけども、これは行き渡りの部分だと思うんですが、法令において、建設業者に対し労働者の適切な処遇確保を求めるというようなこと、「法令において」と書いてございます。これは、我々も流れてくれば払うんだと、払わないと駄目だということで、業界全体に号令をかけているところではありますが、これは法令において支払いをということですよ、努力しなさいよということを求めると。前回は申し上げたんですけども、この不当に低い請負代金の禁止ということも同じように法令においてというように理解してよろしいのでしょうか。我々とする、現場の所長と交渉する際に、これはもうコンプライアンス違反なんだと、こういう不当に低い賃金で契約すること自身がまずいんですよということを言って、我々も賃金台帳を払うということに相当の覚悟を持って業界をまとめてまいりましたので、ぜひともそれぐらいの効力を発するように、法律にしっかりと明記をしていただければと思います。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

一旦ここで事務局へお願いします。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。まず、浜田委員から御指摘いただきました、概要のほうに3ポツの(1)②の話を入れろということにつきましては、申し訳ございません、すぐに入れます。ありがとうございます。

あと、蟹澤委員からいただきました話と堀田委員からいただきました話、これは、法定福利費の話についても労務費と並べて書くべきだろうという御指摘だと理解しております。これはすみません、本文が行き届いていないところがございますけども、8ページの5行目のところで、「労務費、法定福利費（以下「労務費等」という。）」というように形で最初に定義を置かせていただいております、これは要は、両方ともちゃんと払われなければいけない、それをどう担保していかなければいけないのかということだと認識してございますので、それが分かるような形で文章のほうを考えさせていただければと考えてござ

ざいます。

また、荒木委員からいただきましたところにつきましては、まず、そのバランスであるという部分とチェックであるという部分だというふうな御指摘だと理解してございます。どういうふうにもまずチェックするかというところにつきましては、今、現状でも書かせていただいておりますけど、どういうやり方がいいのか、まず公共から始めて、きちんと民間にもどうやって普及、波及させていくということかなと思っておりますし、あと、特に重要な御指摘だと思いましたが、ICTの整備を待っているのではないのではないかといいところもございますので、ICTだけではなくて、ICTを使えば効率化できる部分もありますけれども、その整備の前にできることというのをちゃんと検討していきたいなと考えております。

あと、大森委員からいただきましたことにつきましては、応援のお言葉をいただいたと考えてございます。ありがとうございます。

あと、岩田委員からいただきました御意見につきましては、ちょっとここも文章がという部分がございますが、処遇改善を求めていくということを裸で書いてしまうと、それは当たり前じゃないかみたいなのところもございますので、あえて法令と書かせていただいておりますけれども、不当に低い請負代金のところにつきましても、最終的に法制化できるかという議論、法制的な議論というのがございますけれども、制度化していくという中で、全体を通じまして、この書かせていただいている個別の施策、法令でやるべきものについては法令でやるということを追求していくということを考えておるところでございますので、しっかりやらせていただければと思ってございます。

以上でございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【渡邊委員】 URの渡邊と申します。内容に関しましては特に異論がございませんですが、ちょっと言葉遣いの整理のところだけ確認したく、御質問という形でございます。

発注者、注文者、受注者という言葉がいろいろ出てくるんですけども、例えば5ページでいくと、32行目のところに「受注者・注文者」という、当事者間でのというところの言葉遣いで、ここは発注者というよりは受注者・注文者という言葉なのかというところと、あと、これはもしかしてあれなのかなと思うのですが、11ページの「受注者による著しく短い工期」というところで、31行目で「発注者だけでなく注文者についても」と

というような書きぶりであったり、この辺の言葉遣い等の整理をいま一度確認したくて御質問させていただきました。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。オンラインで手を挙げていただいている井出先生お願いします。

【井出委員】 9ページ15行目のところで、技能労働者の能力や経験に応じた支払いの実現というところが書かれています。実際は能力の判定は、先ほどもありましたように非常に難しいということと、最近では、若い人に積極的に資格を取得してもらって、経験が短くても賃金がしっかり払われるという施策をやっておりますので、能力の後ろに能力・資格を入れていただきたいと思っています。そうすることによって、実際アンケートなどでは、資格を取っても全然給料が上がらないという声もありますので、しっかりそういったことが伝わるようにしていただきたいということです。

最後の16行目のところなんですけれども、「賃金支払いの実現」というところの後に、労働者にとっての納得できる賃金というところも入れていただきたいと思います。先ほど御意見もありましたが、この標準労務費の改定の最終的な目標は、労働者の人に賃金が適正に行き渡って、納得して、安心して仕事を続けていただくということが目的だと思います。したがって、どのように賃金を開示しても、それが労働者に見えなかったり、自分自身の賃金に何らかの不満を持つと、結局は離職につながってしまいます。したがって、この標準労務費をより明確にして、労働者自身も自分がしっかりと適正な賃金を受け取っているんだということを感じることができることが、マーケットの力を使うということで、非常に有効だと思っています。そうしますと、経営者のほうでも、賃金の支払いに関して、様々な能力給ですとか、いろいろな細かい項目で説明をすることが求められるようになってきますので、そういったところに関してはガイドラインをつくって、できるだけ経営者や皆様に作業量が増えないようにサポートするような仕組みを併せてつくるのが大切なのではないかなと思っています。

続いて、10ページの4行目です。賃金開示に関する留意点に参りますが、公共事業において賃金開示をまず進めていくというお話があります。公共工事といいますと、ほとんどの場合直轄工事だけで、なかなかその先が進まないということがあります。特に公共工事でも課題が大きいのが、市町村発注の工事であると言われておりますので、公共工事でも、特に市町村もしっかりやっていくんだということをしっかり示していただきたいと思

います。また、最近では民間の活力を生かしたPFI事業などもありますので、そういったところにもしっかり賃金開示、こういった約款が使われるようにということで、そういったところをまず公共、直轄、市町村、PFI、そして一般の純粋な民間工事というふうに段階を持ってしっかり進めるように、そういったこともきちんと書いていただきたいと希望いたします。

最後の4点目は、12ページで、先ほどの資料1でも御意見もありましたとおり、勤務間インターバル制度も非常に重要だと思いますが、直近でも、留意点にもあるように、現場で繁忙期が集中してしまっかなか休みが取れないという実態もあります。そういったときに、現場と現場の間でしっかりまとめて休みを取ったり、あるいは柔軟な休みの取り方ができるような、そういった柔軟な休みの取り方ということも併せて注意していただければと思います。

以上4点です。ありがとうございました。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

続いて、オンラインで恵羅先生どうぞ。

【恵羅委員】 取りまとめありがとうございます。全体の方向性については異論がありません。

1点だけ、前回も述べさせていただいた論点なんですけれども、主に8ページ以降の適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保というところで、やはり行き渡りという言葉が非常に重視されて使われていますので、もちろん、今回の取りまとめはこうであるにしても、今後に向けての発言としてもう一度発言させていただきたいと思っています。

大項目として、賃金行き渡りの担保という言葉が今回入れていますけれども、こういう文言を掲げるような産業に若者が読んで入ってきたいと思うのかというところで、私は非常にまだ違和感を抱いています。政策用語ですので、この間少し検索したんですけれども、全部見られたわけではありませんが、賃金の行き渡りという言葉自体が、とりわけ建設部門で使われている言葉だなと感じています。もちろん現段階はそうであるので、それはそれで行き渡っていないという現実を見るならば、これは妥当なんですけれども、今までの話も踏まえたと、やはり目指すところは、賃金水準に基づいた標準賃金の体系化というところがありますので、今後は言葉遣いについても考えていっていただきたいなと思っています。

もちろん、前提として、発注者、元請、下請の支払う側が販売をしないということでは

とか、前提として標準賃金が体系化されていないという現実に合わせて言葉というのは理解できるんですけども、なぜこの点を重ねて申し上げたいかというのが、若者はほかの産業と比べて建設業を見ているわけです。ほかの産業を見ると、やはり全然違った賃金の議論がなされていて、戦後の電産型と言われるような、生活費であったり、年功型であったり、その後、職能給であったり、成果主義であったり、いろいろな変化がもちろんありますけれども、いずれも、労働力の需給関係ですとか経済的な制約がもちろんある中で、いかに経済成長に貢献するかですとか、もちろんそこに労働による価値であるとか、付加価値の創出というものの貢献をどう報酬に反映するかという視点があるわけです。そのことは当然働く人の生活とかキャリアとの結びつきを踏まえたものになっています。

建設の場合は、インフラ形成ですとか、公的な支出という特徴がありますので、賃金を労務費と見て川上からの行き渡りというのを議論するというのは、それはそれで議論としてあるわけですけども、行き渡りというのは賃金の議論の中ではあくまで一側面にすぎないということを改めて一度確認させていただきたいと思っています。もちろん、建設業法に沿った議論ですので、取りまとめ自体はこれで納得しております。ただ、魅力ある産業といったときに、やはり業界内に通じるような言葉だけではなくて、社会の一般的な視点というのも少し入れていくことを今後何らかの形で反映していただければ大変幸いです。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。それでは、事務局からお願いします。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。まず、渡邊委員からいただきました11ページの31行目でございますが、これは、すみません、端的に申し上げて誤植でございます。ここは「注文者だけでなく受注者」としておるべき部分でございました。大変失礼しました。考え方を申し上げますと、注文者といった場合には、いわゆる一番最初の発注者、元請との関係の発注者のみならず、元下間での注文している方、元下間では発注者になりますけど、そういった形で、請負工事を常に甲乙でいうと発注するほうをまとめて注文者という言い方をしてございます。一方で、受注者は受注者のままでございまして、発注者を指した場合については、主に一番最初の発注者の方を指しているところでございますので、ここは当然修正いたしますが、ほかの部分も含めて改めて全体を確認したいと思います。申し訳ございません、ありがとうございます。

井出先生からいただきましたところ、能力の話は後ほど別の者から回答させていただき

ますが、2つ目は、適切な賃金水準をちゃんと労働者のほうにも見えるようにしていくべきだという御指摘だと理解いたしました。その部分については、どういう表現ができるか考えてみたいと考えてございます。

また、行き渡り、10ページのところの確認につきまして、公共工事、直轄だけではなくて、市町村工事ですとかPFIとかについてもきちんと考えていくべき、約款の利用とかも含めて考えていくべきだというところの御指摘だと承りましたので、考えさせていただければと考えてございます。

また、12ページのところでございますけども、インターバルだけではなくて、現場でまとめて休みを取るですとか、柔軟な休み方ですとか、そういった点についてもという御指摘だと理解いたしました。これについてはちょっと考えさせていただければと考えてございます。

また、惠羅先生のほうからいただきましたのは、今後に向けてということで、賃金の行き渡りだけではなくて、これも労働者の方にとって見えるということだと思いますけれども、生活、キャリアとかと結びついたような賃金体系をどういうふうに考えていくかということの御指摘だと承りました。ここに関しましては、この取りまとめの中でも言っておりますけど、今回、労務費をちゃんとまずは確保した上で行き渡らせるというのが第一段階でありますけれども、この労務費を使っていくに当たりまして、例えば9ページで、技能労働者の方の能力・経験に応じた賃金支払いの実現ということを書かせていただいておりますけども、その先にあるのが、当然きちんと行き渡るという前提の下で、能力・経験、技能労働者の方にフィットした形でだんだんテーブルができていくというのがまさに体系化ということになっていくのかなと理解しております。ありがとうございます。

井出先生からいただきました能力等の関係について、担当から御回答させていただきます。

【松野建設キャリアアップシステム推進室長】 建設キャリアアップ推進室長の松野でございます。井出先生からいただいたとおり、能力、経験、技能労働者の方を評価する際に、当然資格のみならず、どのような講習とかを受けられてきたか、そういうところも含めて評価する必要があると考えております。我々のCCUSのキャリアアップシステムの中でも、能力と経験といったときに、その辺り、就業履歴だけでなく、能力のほうで資格ですとか、どういう講習を受けられてきたとか、そういうところも評価しておりますので、能力・経験といったときに、能力のところは資格やその他の様々な講習ですとか、そうい

うものも含んでいると御理解いただければと思っております。

【井出委員】 よろしいでしょうか。井出です。

【小澤委員長】 どうぞ。

【井出委員】 能力という言葉の中に様々なものが含まれているということなんですが、やはりそれは、知っている方が分かっていることで、対外的にそれがこの文言から読み取れるかということがとても重要だと思っていて、私自身も、働いている建設業の方にアンケートをしますと、すごく一生懸命勉強して資格を取ったのに、仕事が重くなっただけで賃金が増えないという回答がすごく多いんですよ。だから、早いうちに資格を取ってもらおうということで、どんどん、資格の受験要件なども一生懸命いろいろ工夫されて資格の取得を促しているということなので、そういったことも踏まえて、対外的にしっかり、能力の中身がどのように評価されているのかというのはまとめてどこかに書いていただいて、ここでいう能力とは何々を含むとか書いていただいているんですけども、しっかり対外的に分かるようにしていただきたいと思います。

以上です。

【松野建設キャリアアップシステム推進室長】 かしこまりました。資格その他のものも含めて、対外的に分かるようにしっかりと明記させていただきたいと思います。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。行き渡りという言葉の使い方についても、当面はこれでもいいけども、将来ここに入ってくる人たちのことを考えると、その先、何を目指しているかというところをもう少し触れてほしいということだったのかなと思います。

ほかに。

【惠羅委員】 よろしいでしょうか。惠羅です。何度もしつこくして申し訳ないのですが、行き渡りという言葉は、もちろん今おっしゃった段階的なことというのは理解しております。ただ、政策を読む側というのは必ずしも業界内だけではないので、どういうふうに読まれるかということも踏まえて、少し中長期的に言葉の使い方ですとか、産業がめざす魅力の提示といいますか、どういうふうに広報するかを含めて議論になればなと思って発言させていただきました。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、全体を通してお気づきのことがございましたら、重ねて何か御発言いただくこともございましたらお受けしたいと思います。どうぞ。

【榎並委員】 取りまとめ案に関しては特に異論はございません。

1点だけ、ICTの活用のところで、ここに記載もありますとおり、事業者の規模ですとか、あるいはICTに対するリテラシーのレベルの差もあって、なかなか難しいところもあるかと思いますが、ICTの活用のモチベーションという意味では、早くその効果を実感するというところがやはり活用の最大のインセンティブになるかと思いますが、こういった現場管理ですとか賃金の行き渡りについても、最初から重厚長大なシステムをつくるというよりは、小規模な事業者でも簡単に使えるような必要最低限の機能で、まずは使って効果を実感していただくというところで、これ以外の業界全体のICTの活用というところにも非常に貢献できるかなと思っております。ありがとうございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【青木委員】 住宅生産団体連合会の青木です。11ページのちょうど真ん中の14行目辺りで、働き方改革を推進していくと同時に、生産性の向上を図っていくことが不可欠であると出ておりますけども、生産性の向上の中で、ここで触れているのは、12ページを見ますと、やはり①の現場管理と、監理技術者の専任制度、この2点に限られているといえますか、2点が挙げられているわけですが、実際には生産性の向上には作業の効率化というようなものもあると思います。例えばロボットの活用であるとか、パワーアシストスーツの導入であるとか、そういったものが今後入って、そこで初めて作業の効率化、時間の短縮、それで働き方改革が推進できると考えられます。

そうした形での新しい技術開発の例えば補助であるとか、これは金銭的な補助もありますし、または、例えば国交省様のほうでもパワーアシストスーツを幾つか並べて、それを試験して、どういった特徴があるかということホームページで公開されていますけれども、ああいったものは民間では全ての市販のものを並べて試験するということがなかなかできませんから、例えばそういった類いの国での補助、助力、そういったものを進めていただけたらなと思います。こちらに書く内容かどうかというのはまた別問題ですけども、やはり生産性の向上の中では作業の効率化というのはどうしても避けられない、省いてはいけない項目ではないかなと感じたところです。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

オンラインで、西野先生が挙手されていますが。

【西野委員】 ありがとうございます。スケジュール感と検討の体制についてなんですけれども、標準労務費については、どういう体制で検討していくかというようなことを記載した内容になっているんですけれども、それ以外についても、例えば大項目1のところの民間事業者への勧告で、行為類型のところ、どういう体制で検討して公表していくかというようなことを、書ける範囲でなんですけれども、具体的に盛り込んでいくことができればと思っています。

それから、今回、今後の中長期的な課題というのは最終13ページに記載して、近々で検討すべきこととして、大きな3項目について中間取りまとめの骨子となっています。ですので、この3つの項目については、どれぐらいのスケジュール感で実現を目指していくかというようなことも併せて公表できないかなと思っています。といいますのは、非常にこの基本問題小委員会への注目は業界で高いと感じております。いろいろな報道もありますし、また、それに合わせて自分たちも体制を見直していこうとか、何か取組を始めていこうとされている、もう実際に取組を始めていらっしゃる組織もたくさんありますので、そういう方たちにも、こういうスケジュール感を目指しますということを提示できないかなと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【蟹澤委員】 度々すみません、芝浦工大蟹澤です。生産性の向上という話が幾つか出ていますが、主に11ページですけども、ここでいう生産性の向上というのは、多分議論の全体からしても、主に付加価値労働生産性のことなんだと思います。それは、分子が付加価値ですから、要するに利益、稼いだもので、分母がそれに要した働く人の数で、これを上げるためには、やはり適正な利益と、あと、人の能力の向上とか、いろいろICTとか機械の導入によって合理化するという意味があるんだと思います。

もう一方で、物的生産性とか工学的生産性といいますが、要は、トヨタ生産方式みたいな、歩掛と稼働率をどう上げるかみたいな話があって、これはどちらかというと、現場のマネジメントがよくなるかよくなるか問題なんですけども。ただ、生産性の向上というと、皆さんの捉え方がここで聞いていてもいろいろだなというのがあるので、同床異夢的にならないように、何か一言、生産性の向上といっても幾つかの意味があるけども、

いずれにしてもここで大事なのは、どれも上げることが大事なわけですから、何かそんなことを一言入れておいたほうが捉えられやすいのかなと。全体としては、ここで議論としては、やはり労務費も上げなきゃいけないし、適正な経費もということであると、それは最終的には付加価値労働生産性になって、それが他産業との公平な比較ができる指標ですけども、何か一言必要なのかなと議論を聞いていて思いました。

以上です。ありがとうございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【浜田委員】 ワーク・ライフバランスの浜田です。先ほど青木委員がおっしゃった技術開発の補助というところに重ねてなんですけれども、今度開発された技術を習得するための機械だとか補助といったような観点もあるかと思いました。この技術というところは、いわゆる工学的な技術にとどまらず、マネジメントがとにかく複雑になってきている現状があります。工期、お金、安全というところを見てきたところに、今は多様な人材が現場に入ってくるので、こうしたピープル・マネジメントの分野というところも非常に複雑になっているというのを感じます。

蟹澤先生もおっしゃった部分なんですけれども、生産性を向上させるために、このマネジメントの能力といったようなものを向上させていくということが価値発揮につながっていくという部分も大きくありますので、現在はこの取りまとめの中には、ICT活用等における指針を作成いただくというところの中に教育ですとか定着、浸透といったような文言を入れていただいているんですが、ICT活用にとどまらない分野で、今、建設業の中で新しい教育というものが必要になってきているという感覚がありますので、こういった観点についても付け加えさせていただきました。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

ただいま最後にいただいた御意見は、この資料の本文に取り込むものも含まれていますが、主として今後の活動を展開していく中で、こういうことにも注意しようという留意点について貴重な御意見をいただけたのかなと思います。ですので、本文の中にどういうふうに取り込むか、あるいは今回いただいた御意見を何らかの形で記録に残るようにしていただいて、今後の活動につながるような配慮をしていただければいいのかなと思いました。

もし事務局で何か御発言いただくことがありましたらお願いしたいと思います。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。今、小澤委員長におまとめいただいた方向かなと思ってございます。

1点、西野先生からいただきましたスケジュールの関係でございますけども、具体的に何年何月からと書くのはなかなか難しいところがございます。その上で、最後、終わりに的などところでも書かせていただいておりますけど、私どもといたしましては、今回のこの御提言を受けて、政府として、できるだけ全てのものを速やかに動かしたいと思ってございます。その上でスケジュールのことがございますけども、これらの施策について速やかに実行に移していくというのが、ひとまず我々の思いとして対外的に打ち出していきたいところかなと思っているところでございます。

以上でございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。ほかにございませんようでしたら、資料2の中間取りまとめについて、非常に貴重な御助言をたくさんいただいたところでございます。ただ、おおむね取りまとめの方向性については御了解をいただけたのかなと理解をいたしました。本日いただいた御意見を踏まえて修正した案については、委員長に御一任いただいて、事務局と相談の上、それをもって本委員会の中間取りまとめとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小澤委員長】 ありがとうございます。それでは、今の方向で取りまとめさせていただいて、委員の皆様にご報告させていただき、事務局より公表の手はずを整えていただければと思います。

それでは、取りまとめの方向性について御了解いただけたところで、これまで、4か月弱という短い期間に、非常に精力的に御議論いただき、今回、おおむねの対応策について提示することができたと考えております。委員の皆様には、これまでの御審議に深く感謝申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

国土交通省におかれましては、この中間取りまとめに盛り込まれた施策について、速やかに実行に移していただき、次の段階、次のステップに進めていただくよう期待しております。

今後の委員会の開催につきましては、中間取りまとめで示された対応策の検討状況等を踏まえ、改めて事務局と相談して対応させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小澤委員長】 ありがとうございます。

それでは、予定されていましたが本日の議事につきましては全て終了いたしました。事務局のほうへお返ししたいと思います。

【沖本入札制度企画指導室長】 小澤委員長、ありがとうございました。

それでは、国土交通省側から御発言ありますでしょうか。では、建設業課長お願いします。

【岩下建設業課長】 建設業課長の岩下でございます。この間、すごく重要な御意見を賜りまして、本当にありがとうございました。受発注者の問題、元下の問題、それから、大きな企業から小さな企業から、いろいろな観点からの御意見を承りました。制度をつかっていく上で非常に重要な観点だったとっております。これから制度改正に向けて我々のほうは着手していきたいと思っております。皆さんからいただいた御意見を重く受け止めて、しっかりそれを反映した形でつくっていききたいと思っております。

小澤委員長はじめ、本当にこの間、取りまとめいただきましてありがとうございました。

【沖本入札制度企画指導室長】 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、本日まで5回にわたり精力的に御議論いただきました。誠にありがとうございました。以上で終わります。

— 了 —